

地域少子化対策重点推進交付金

令和5年度執行予算案 100.0億円 (R5当初案 10.0億円、R4補正 90.0億円)

地域少子化対策重点推進事業

地方公共団体が行う以下の少子化対策の取組を支援

地域結婚支援重点推進事業 (補助率：2/3、3/4)

(補助率3/4で支援するもの)

- ・自治体間連携を伴う取組に対する支援
- ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化
- ・オンラインによる結婚相談・伴走型支援
- ・結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムを活用した人材育成
- ・若い世代向けのライフデザインセミナー



※この他の結婚支援事業は補助率2/3で支援

結婚支援コンシェルジュ事業 (補助率：3/4)

各都道府県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援



結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 (補助率：1/2、2/3)

(補助率2/3で支援するもの)

- ・自治体間連携を伴う取組に対する支援
- ・若い世代の結婚・子育てを応援する機運の醸成を図る情報発信等
- ・男性の育休取得と家事・育児参画の促進
- ・子育て支援情報の「見える化」と相談体制の構築
- ・多様な子連れ世帯が外出しやすい環境の整備
- ・多様な働き方の実践モデルの取組
- ・ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究



※この他の機運醸成事業は補助率1/2で支援

結婚新生活支援事業 (補助率：1/2、2/3)

地方公共団体が行う結婚新生活支援事業(結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(家賃、引越費用等)を補助)を支援

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下
かつ世帯所得500万円未満

【対象経費】 婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、
住宅賃借費用、引越費用

○ 都道府県主導型市町村連携コース (補助率：2/3)

都道府県が主導し、管内市区町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進

【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円
30～39歳 30万円

○ 一般コース (補助率：1/2)

【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円
30～39歳 30万円



重点メニュー（補助率2/3）

～ICT活用・官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究～

○コロナ禍で婚姻数や出生数が過去最少となる中、地域の実情に応じてこれまで行ってきた結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組等について、その影響や効果を再点検し、次年度以降の効果的な事業の実施につなげる取組。

①調査研究の企画

○地域の実情・課題を踏まえて、どのような調査を行う必要があるか検討。

○また、調査結果を活用し、どのように地域の結婚支援の推進につなげるか念頭において調査研究内容を決定。

（調査研究の内容例）

- ・デジタル技術を活用した新たな結婚支援等のあり方の調査検討
- ・民間事業者と連携した効果的な結婚支援等の研究
- ・自治体の結婚支援に関する取組の影響や効果に関する調査・分析
- ・マッチングシステムの効果検証 等

②調査研究の実施

○有識者会議を開催し、有識者や民間事業者等から意見聴取

○人口動態統計、国勢調査など様々な統計データ等の収集分析

○地域住民の結婚や子育てに関する意識調査



○民間事業者と連携した結婚支援方法の開発・実証

等

③調査結果を踏まえた戦略づくり

○報告書等を作成し、調査分析結果が見える化、地域住民への情報提供

○調査研究結果を踏まえ、地域における少子化対策の効果を上げるための戦略を策定

○各自治体において、次年度以降の効果的な事業の実施に反映



○コロナ禍において大きく減少した婚姻数等について、その原因やこれまでの取組の影響や効果を把握し新たな戦略づくり等を行うことは、地域における効果的な少子化対策を迅速に進めるために重要であり、重点的に支援。

○分析結果の見える化等を通じて、民間事業者との連携をはじめとした、より効果的な少子化対策の実施を支援。

【主な対象経費】 有識者への謝金、データ分析に係る費用、アンケート調査費用、報告書作成費用 等